

法務省と株式会社リクルートとの連携協力に関する協定書

国民が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、犯罪をした者等が、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会を実現することが重要である。

令和5年版犯罪白書によれば、令和4年に刑法犯により検挙された者のうち、再犯者の割合は、約5割となっているほか、刑法犯により検挙された少年のうち、再非行少年の割合は、約3割となっているなど、再犯をしてしまう者は、依然として一定数いるなど、犯罪をした者等の再犯防止が喫緊の社会課題となっている。

刑事施設に再入所する者については、約7割が犯罪時に無職であり、少年院に入院する者については、約3割が犯罪時に無職であるなど、「就労」と「再犯」には、密接な関係があることが推察されるところ、受刑者及び少年院在院者（以下受刑者等）という。）の再犯を防ぐためには、受刑者等に対する出所・出院後の就労に向けた指導・支援を充実させることが重要である。

そのため、国においては、受刑者等に対する職業訓練・職業指導や就労支援等の充実に努め、毎年、1,000人程度が在所・在院中に就労先を確保し、出所・出院後の就労に繋がられているものの、就労意欲に乏しい受刑者等や自分に自信が持てない受刑者等のほか、出所・出院後の就労について真剣に考えられない受刑者等が一定数いるなど、受刑者等に対する、自分の強みなどといった自己理解の促進を通じた自己肯定感の向上や就労意欲の喚起などといった取組を強化する必要がある。

また、保護観察対象者については、高等学校に進学していない者及び最終教育歴が高等学校中退である者が半数以上を占めており、十分な学びの機会を得ることができないことが、再犯や再非行に至る背景になっている場合も少なくないものと考えられるところ、その修学・就労の支援に当たっては、保護観察対象者の修学・就労イメージの明確化や、そのイメージの実現に向けた動機付けを高めることが必要である。

一方、株式会社リクルートにおいては、「新しい価値の創造を通じ、社会からの期待に応え、一人ひとりが輝く豊かな世界の実現を目指す」という基本理念の下、ビジョンとして掲げる「Follow Your Heart」の世界観を目指し、人材領域の事業を通して培ったノウハウや知見を生かして、就職活動したくてもなかなか動き出せない、結果がでない若者に向けて、就職活動に前向きに取り組むきっかけを提供する就労支援やキャリア教育のプログラム『WORK FIT』を実施し、社会課題の解決に取り組んでいる。

民間企業が再犯防止施策に参画し、安全・安心な社会の実現に貢献することは、刑事罰の執行に係る社会的コストの低下のみならず、民間企業ならではのアイデアや創意工夫を再犯防止施策に積極的に活用することができ、国独自ではなし得ない取組の実施につながることを期待できる。

「誰一人取り残さない」社会の実現に向けては、国及び民間企業が、それぞれの

持つ人材、知見、アイデアなどの資源を遺憾なく活用し、犯罪をした者等の再犯防止という我が国における重要かつ困難な社会課題の解決に向け共に手を携えて、果敢にチャレンジするとともに、そこで得た学びをさらに広げていくことが重要である。

このような現状に鑑み、法務省矯正局長（以下「甲1」という。）、法務省保護局長（以下「甲2」という。）（以下「甲1」、「甲2」を総称して「甲」という。）と株式会社リクルート（以下「乙」という。）は、犯罪をした者等の再犯防止施策の推進に関し、以下のとおり、包括協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、連携協力して、犯罪をした者等に対し、就労・修学意欲の喚起等を目的としたプログラムを実施することにより、その社会復帰を支援し、社会課題である犯罪をした者等の再犯防止に向けた取組を推進することに寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1）矯正処遇・矯正教育及び社会復帰支援の充実に向けたプログラムに関すること。
- （2）保護観察等の社会内処遇の充実に向けたプログラムに関すること。
- （3）矯正・更生保護職員に対する就労・修学支援等の実施に係る研修に関すること。
- （4）本協定についての広報に関すること。
- （5）その他甲と乙が協議して必要と認めること。

2 連携・協力する具体的内容及び方法は、その都度、協議して定める。

（秘密保持）

第3条 甲と乙は、本協定に基づき、相手方から秘密と明示又は告知の上で受領又は知り得た情報については、事前に相手方の承諾を得ることなく、本協定の目的外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏洩してはならない。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、同一の条件で期間を1年間として更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかから、協定の内容について変更の申出があったときは、その都度協議の上、変更するものとする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲1、甲2及び乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

2024年（令和6年）7月12日

甲1 東京都千代田区霞が関1-1-1
法務省矯正局長

山崎 定明

甲2 東京都千代田区霞が関1-1-1
法務省保護局長

押切 久遠

乙 東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウサウスタワー
株式会社リクルート サステナビリティ執行役員

柏村 美生